

居宅介護支援重要事項説明書

令和8年3月1日改訂

1. 事業者

事業者の名称	医療法人社団 爽秋会
法人 所在地	仙台市青葉区国分町2丁目3-2 エトスビル4階
法人種別	医療法人
代表者 氏名	理事長 河原 正典
電話番号	022-393-8082

2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおこなわれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター、障害者支援事業所及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	在宅介護支援事業所 爽秋会みのり
所在地	仙台市太白区西多賀5丁目3-6-3
電話 FAX	電話022-393-7506 FAX022-393-7507
介護保険指定番号	0475404059
サービス提供地域	仙台市 名取市

*上記サービス提供地域外においても利用者の要請や相談に応じます

(2) 当法人のあわせて実施する事業

種類	事業所名
居宅療養管理指導	岡部医院仙台
訪問看護	岡部医院仙台
訪問リハビリ	岡部医院仙台

(3) 職員体制

従業員の職種	業務内容	人数
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理	1人
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務（内1名は管理者を兼務）	2人
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	2人

(4) 勤務体制

平日 (月)～(金)	午前8時30分～午後5時 *原則として土・日・祝祭日及び8/13～8/15、12/30～翌年1/3を除く
緊急連絡先	担当介護支援専門員緊急連絡先にて24時間体制にて受付 主任介護支援専門員 竹澤祥子 080-2842-5057 主任介護支援専門員 太田晴美 080-1679-5820 介護支援専門員 賀田裕紀 080-6042-8279 介護支援専門員 深沢和輝 090-6853-6881

(5) 居宅介護支援サービスの実施概要

事項	備考
課題分析の方法	アセスメントのための情報収集シート及びケアプラン策定のための課題検討用紙を使用し、厚生省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う。
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	在宅介護支援事業所 爽秋会みのり
担当者	管理者 竹澤 祥子
電話番号	022-393-7506
対応時間	午前8時30分～午後5時

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から

事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような説明を心掛けます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

部署名	電話番号
仙台市 健康福祉局 介護事業支援課 ケアマネジメント指導係	022-214-8626
青葉区 介護保険係	022-225-7211
宮城野区 介護保険係	022-291-2111
若林区 介護保険係	022-282-1111
太白区 介護保険係	022-247-1111
泉区 介護保険係	022-372-3111
名取市 介護長寿課	022-384-2111
宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課	022-222-7700

5. 事故発生時の対応

事業所の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した事故等についてサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

① 事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村(保険者)に報告します。

② 処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

6. 緊急時の対応方法

事業所はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

7. 主治の医師及び医療機関等との連絡

事業所は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たす為以下に対応をお願いいたします。

① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持

参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

- ②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名前を伝えていただきますようお願いいたします。

8. 他機関との各種会議等

- ①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にしてテレビ電話等を活用しての実施を行います。
- ②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

9. 秘密の保持

- ①事業所は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③事業所は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

10. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①介護支援専門員は、利用者の意思と人格を尊重し、その家族の希望を踏まえつつ、常に利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に居宅介護支援を行います。
- ②利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができることを説明します。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ③末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると 主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必

要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

1 1. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 3. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

1 4. 暴言・暴力・ハラスメント等について

- ①事業所は、暴言・暴力・ハラスメント等に関して組織的に適切な対応を図り、またそれらの防止及び普及啓発となるための研修も行います。
- ②利用者又はその家族等が、事業所及び介護支援専門員に対して、暴言・暴力、性的な嫌がらせ、著しい迷惑行為(ハラスメント行為)、またはその他の不適切な行為をなし、事業所からの申し入れにも関わらず改善の見込みがなく本契約の目的を達することが困難となった場合には、本契約を解除することができるものとします。
- ③暴言・暴力・ハラスメント等の防止及び事実の確認等を目的に、必要に応じて対面及び電話での面談等の内容について録音をさせていただくことがあります。
- ④暴言・暴力・ハラスメント等により事業所の職員の心身に危険が及ぶ場合またはその恐れがある場

合には、その状況に応じ一時的に連絡・相談・介護支援における一連の支援プロセス等を中断することがあります。

- ④契約を解除する場合、事業所は、原則として契約解除の効力が生じる日の30日前までに、利用者又はその家族等に対して書面により解除の事由並びに契約を終了させる旨を通知します。ただし、緊急かつやむを得ない事由がある場合には、この限りではありません。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が署名・押印の上、各自1通を保有するものとしします。

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 医療法人社団爽秋会

事業所名 在宅介護支援事業所 爽秋会みのり

所在地 仙台市太白区西多賀5丁目3-6-3

説 明 者 _____

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____

代 理 人

住 所 _____

氏 名 _____

(続 柄)

別紙 1

利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費 I

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 未満である場合又は 45 以上である場合において、45 未満の部分	要介護 1・2	11,316 円
		要介護 3・4・5	14,702 円
居宅介護支援 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、45 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	5,668 円
		要介護 3・4・5	7,335 円
居宅介護支援 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1・2	3,396 円
		要介護 3・4・5	4,397 円

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1 月につき 2,084 円減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が 2 月以上継続している場合算定できない	基本単位数の 50%減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算。	基本単位数の 1%減算
業務継続計画未実施減算 ※令和 7 年度より適用	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していない。また業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合に減算。	基本単位数の 1%減算

特定事業所加算

算定要件		加算 (I) (5,407 円)	加算 (II) (4,386 円)	加算 (III) (3,365 円)	加算 (A) (1,187 円)
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 2 名以上配置していること	○	/	/	/
②	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること	/	○	○	○
③	常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること	○	○	/	/
④	常勤かつ専従の介護支援専門員を 2 名以上配置していること	/	/	○	/
⑤	常勤かつ専従の介護支援専門員を 1 名以上、専従の介護支援専門員を常勤換算で 1 名以上配置していること（非常勤は他事業所との兼務可）	/	/	/	○
⑥	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議（Web 会議を含む）を定期的で開催すること	○	○	○	○
⑦	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑧	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護 3～要介護 5 である者が 4 割以上であること	○	/	/	/
⑨	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑩	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑪	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活子困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○
⑫	特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑬	介護支援専門員 1 人あたりの利用者の平均件数が 45 名未満（居宅介護支援費（II）を算定している場合は 50 名未満）であること	○	○	○	○
⑭	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関連する実習」等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑮	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑯	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	3,126 円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。尚、営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。	2,605 円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。尚、営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日間が営業日でない場合は、その翌日を含む。	2,084 円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること	4,689 円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けていること	6,252 円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること	6,252 円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスによること	7,815 円
退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を3回以上受けており、うち1回はカンファレンスによること	9,378 円
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	521 円
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前日14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合算定。	4,168 円
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	2,084 円

別紙 2

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

① 前6か月間(令和7年9月～令和8年2月)に作成したケアプランにおける、訪問介護通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	41.0 %
通所介護	4.1 %
地域密着型通所介護	3.2 %
福祉用具貸与	86.8 %

② 前6か月間(令和7年9月～令和8年2月)に作成したケアプランにおける、訪問介護通所介護・地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	やさしい手幸町 16.7 %	ケアリッツ仙台 15.0 %	ニチイ川平 10.0 %
通所介護・ 地域密着型通所介護	バイタルケア若林さふらの家 25.0 %	せんだんの館デイサービス、バイタルケア河原町さふらの家、 デイサービスわかなの 18.8 %	
福祉用具貸与	パナソニック仙台中央 29.1 %	シルバーサポート仙台南 21.8 %	アスカ福祉用具 9.7 %

私は本書面に基づいて事業者から説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

氏名 _____

代理人

氏名 _____

(続柄)